

## 令和7年度ツキノワグマの出没状況及び出沒対策について

### 1 要旨

東日本を中心として、多くの地域でクマが人里に侵入し、人身被害が増大するなど深刻な事態となっている中、県民への注意喚起などにより安全確保を図るため、本県におけるツキノワグマの出没状況、被害状況及び出沒対策の取組状況を報告する。

### 2 ツキノワグマについて

広島県に生息しているツキノワグマは、島根県及び山口県にまたがり広域的に生息しており、令和2年度に3県での生息頭数を調査した結果、767頭から1,946頭の間（中央値1,307頭）であると推定され、絶滅が危惧される危機的な状況からは脱している状況となっている。

一方で、令和4年4月に策定した第二種特定鳥獣管理計画において、捕獲上限目安値（3県で135頭）を引き続き定め、人身被害防止と西中国地域個体群の安定的な維持の両立を目指すこととしている。

### 3 出沒（目撃）状況

令和7年4月～12月末のツキノワグマの目撃件数は572件であり、平年よりも少なくなっている。（過去10年間（4月～12月）における平均目撃件数655件）

（単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年 間	682	483	724	789	-
4～12月	495	394	499	639	572
（参考） 堅果類豊凶 調査結果	豊作2種 並作4種 凶作0種	豊作2種 並作4種 凶作0種	豊作4種 並作1種 凶作1種	豊作5種 並作1種 凶作0種	豊作6種 並作0種 凶作0種

（注）目撃件数は、痕跡の発見件数やツキノワグマと推定される動物に係る住民からの通報件数を含む。

（注）ツキノワグマの主要な餌食物である堅果類（ドングリ等）の豊凶状況について、広島県、島根県及び山口県の西中国地域で参考指標として調査を実施。令和7年度は豊作であった。

### 4 被害状況

ツキノワグマによる人身被害は、令和3年度に1件発生しており、令和4～6年度は発生していないが、令和7年7月に北広島町で1件発生している。

（単位：件）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人身被害	1	0	0	0	1

（注）令和7年度は12月末時点。令和3年度は庄原市で発生。

### 5 本県におけるツキノワグマ出沒対策について

#### （1）緊急銃猟制度

- 昨年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法においては、緊急銃猟制度が創設され、
  - ①クマ等の危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、または侵入するおそれ大きい場合に、
  - ②人の生命・身体への危害を防止する措置が緊急に必要であり、
  - ③銃猟以外の方法では捕獲等をすることが困難であり、
  - ④地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合

には、市町長の判断で危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施することが可能となった（制度の概要は別紙1のとおり）。

- 緊急銃猟の実施に向け、市町が体制を整備し安全に対応できるよう、次の取組を実施している。
  - ・市町・県・警察を対象とした座学研修の開催（9月実施済み）
  - ・市町・県・警察・捕獲者を対象とした実地訓練の開催（12月～1月実施済み、2月実施予定）

- ・環境省が作成した緊急銃猟ガイドラインにより、市町が作成することを推奨されている対応マニュアルのひな型の作成及び市町への提供

(2) その他の対策

○ 出没時の被害防止対策

- ・クマレンジャーによるパトロール、追い払い
  - ・人身被害防止を目的とした捕獲の許可
  - ・市町、警察等を対象とした出没対応時の安全確保に関する研修会の開催
  - ・市街地に出没した際の ICT カメラによる監視、県ホームページや X 等による注意喚起 など
- ※ 注意喚起のリーフレットは別紙 2 のとおり。

○ 遭遇時の対処方法に関する正しい知識の普及

- ・学校や地域を対象とした遭遇時の対処方法に関する学習会の開催

○ 市街地等に出没しない環境づくり

- ・柿の木などツキノワグマを誘引する果樹等の除去

**6 今後の対応**

- 国は、昨年 11 月に「クマ被害対策パッケージ」を取りまとめ、総合的な施策パッケージの実施により国民の命と暮らしを守るため、追加的・緊急的なクマ対策を強化することとした。
- 本県においては、出没時の被害防止対策の徹底や、県民への注意喚起などを引き続き実施しながら、国の動向を踏まえた追加的な対応等を検討・実施していく。